

# 民間施設の内装木質化や木製品の導入等を支援します (令和8年度 ひょうご木の街木質化推進事業)

兵庫県産木材の利用と普及啓発を図るため、木質化整備のモデルとして、多くの県民の利用が見込める施設や、公益性の高い施設における兵庫県産木材を使った木質化の取り組みを支援します。

## 1 対象となる施設

- ① 多くの県民の利用が見込める施設  
(施設利用者数が概ね 10,000 人/年以上で、不特定多数の県民が利用する施設)
- ② 公益性の高い施設  
(教育施設や社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、交通拠点施設)

## 2 対象となる木質化の内容

- ① 天井、床、壁、窓枠等、室内で面的に県産木材を利用すること。  
(室内木質化)
- ② 外壁、塀、柵、ウッドデッキ等、施設の屋外で面的に県産木材を利用すること。(屋外木質化)
- ③ 机や椅子、書棚、受付カウンター、案内板、玩具、遊具等の共用部分に常設される木製品に県産木材を利用すること。(木製品導入)

【参考】過去のひょうご木の街木質化推進事業活用による木質化状況写真



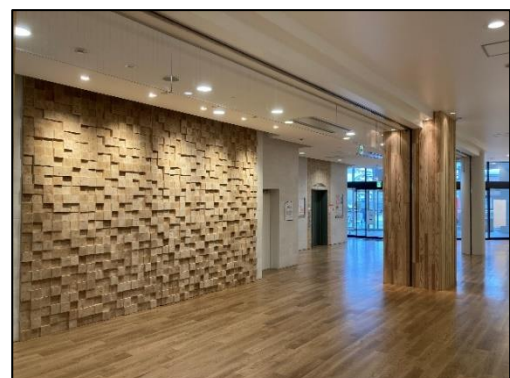
イオンモール神戸北 (神戸市)  
(① 室内木質化 : 床部分)



三宮本通商店街ファサード (神戸市)  
(② 屋外木質化)



多可町商工会 (多可町)  
(① 室内木質化)



キッピーモール (三田市)  
(① 室内木質化)

### 3 補助対象者

以下の全てを満たす者であること。

- (1) 施設を所有又は管理する者（ただし、改修工事の施主となるもの）
- (2) 民間事業者（ただし、利用者が制限される未就学児向け教育施設への木製品導入は補助対象外とする）

### 4 補助金額

県産木材を利用した木質化にかかる工事費あるいは木製品購入費等の1/3以内  
(1施設あたりの上限：200万円)

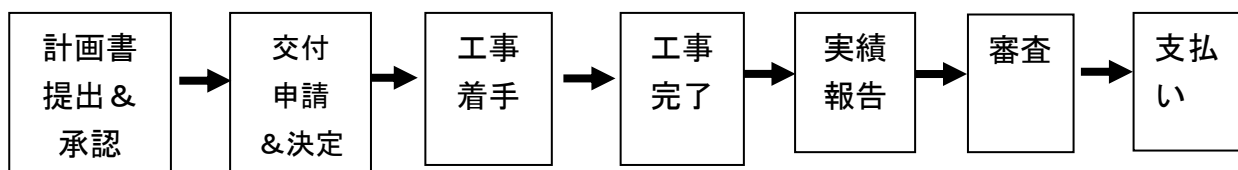
### 5 採択要件

- (1) 兵庫県内に所在する施設であること。
- (2) 県産木材による木質化の施工範囲が、利用者の目に触れる場所であること。
- (3) 県産木材による木質化を行う面積（見える部分の面積）が概ね10㎡以上、あるいは県産木材の使用量が概ね0.15㎡以上あること。ただし、木製品の導入については、県産木材使用量の下限値は設けないが、原則として全量県産木材を使用することとし、全量県産木材使用が出来ない場合は別途協議すること。
- (4) 県産木材であることを証明する書類（兵庫県木材業協同組合連合会又はひょうご森林林業協同組合連合会が発行する証明書）を提出すること。なお、その他の証明方法による場合は別途協議すること。
- (5) 事業費が10万円以上であること。
- (6) オフィス等の利用者が限定される施設でないこと。
- (7) 事業実施後、5年以上継続的に県民の利用が見込まれる施設であること。
- (8) 令和9年3月末までに事業完了すること。

### 6 その他

- (1) 補助対象者は、補助対象施設を利用して県産木材のPRを行うこと。  
(表示板等による県産木材を使用している旨の明示、HP等での紹介など)
- (2) 他補助金との併用について、併用できる場合もありますのでご相談ください。

### 7 手続きの流れ



※交付決定前に着手されたものは補助対象外となりますのでご注意ください。

<問い合わせ先> 下記に記載の最寄りの農林振興事務所までお問い合わせください

【神戸】神戸農林振興事務所 森林課 (078-742-8327) 【阪神】阪神農林振興事務所 里山・森林課 (079-562-1392)  
【東播磨】加古川農林水産振興事務所 森林課 (079-421-9347) 【北播磨】加東農林振興事務所 森林課 (0795-42-9424)  
【中播磨】姫路農林水産振興事務所 森林課 (079-281-9289) 【西播磨】光都農林振興事務所 森林第1課 (0791-58-2198)  
【但馬】豊岡農林水産振興事務所 森林課 (0796-26-3699)、朝来農林振興事務所 森林第2課 (079-672-6882)  
【丹波】丹波農林振興事務所 森林課 (0795-73-3618) 【淡路】洲本農林水産振興事務所 森林課 (0799-26-2104)

事業HP: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/kinomachi.html>

